

改正

平成24年 4 月27日規則第38号

平成25年 4 月23日規則第31号

平成28年 8 月 4 日規則第77号

平成30年 3 月30日規則第23号

令和 2 年12月11日規則第73号

令和 3 年 4 月 1 日規則第41号

令和 4 年 2 月10日規則第 2 号

令和 6 年 3 月27日規則第 9 号

伊賀市補助金等交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基づく規則等に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金、交付金等の名称で交付するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第 3 条 市長は、補助金等の予算の執行に当たっては、予算に定めるところに従って、公正かつ効率的なものとなるよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めるものとし、補助金等をその交付の目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる補助事業等に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行にあつては、実施設計書
- (4) 前3号に掲げる補助事業等に係るもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、その必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて、補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、前項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付しないことの決定をしたときは、速やかに理由を付してその旨を書面により当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、補助事業等の変更の承認をする

ときは補助金等交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業等の中止又は廃止を承認し、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは補助金等交付決定取消通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ等）

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知又は同条第3項の規定による通知（補助事業等の変更の承認に係る通知に限る。）を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、第1項の規定による申出に正当な理由がないと認めるときは、その旨を書面により通知するものとする。

4 補助金等の交付の申請をした者は、前2項の規定に基づく措置になお不服があるときは、当該申請の取下げをすることができる。

5 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2）補助事業者が補助事業等を遂行するため、必要な土地その他の手段を使用することができなくなったことその他の理由（補助事業者の責に帰すべき理由を除く。）により、補助事業等を遂行することができないとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、特別の事情により必要があると市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具又は仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の規定による補助金等の交付は、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等の交付に準じて行うものとする。ただし、当該補助金等の額は、当該取消しに係る補助事業等についての補助金等の額を超えることはできない。

5 第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合の補助事業者に対する通知については、第7条第3項の規定を準用する。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、随時の要求に応じ、補助事業等の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業者の報告等によりその者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(着手及び実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等に着手したときは、補助事業等着手届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業等（第9条第3項の規定により交付される補助金等に係る事務又は事業を含む。）が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 補助事業等の実績が明らかになる書類

(3) 決算書又はこれに代わるべき書類

(4) 補助事業等に係る収支決算書（様式第7号の2）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の交付決定前着手)

第13条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助金等の交付の決定前に補助事業等に着手する

必要があるときは、補助事業事前着手承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助事業事前着手承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金等の額の確定及び確定通知書）

第14条 市長は、第12条第2項又は次条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告に際し提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査するものとする。この場合において、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助金等交付確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による指示に基づく措置をとったときは、第12条第2項の規定による報告に準じて報告しなければならない。

（補助金等の交付）

第16条 補助金等の交付は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、補助金等の交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項ただし書に規定する補助金等の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払申請書（様式第11号）により市長に申請しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第17条 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金等の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を当該補助事業等が終了した後5年間保存しなければならない。

（決定の取消し）

第18条 市長は、第9条第1項に規定する場合を除くほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該

当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (3) 第3条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 第6条第1項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 正当な理由がなく第10条の規定による状況の報告、第12条第1項の規定による補助事業等の着手の届出若しくは同条第2項の規定による完了の報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業者の補助金等の運用が不相当であると認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

3 第1項の規定による取消しをした場合の補助事業者に対する通知については、第7条第3項の規定を準用する。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

3 第1項又は前項の規定による補助金等の返還の命令を受けた補助事業者は、これを指定の期日までに返還しなければならない。

(延滞金)

第20条 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定による補助金等の返還の命令を受けた場合において、これを指定の期日までに返還しなかったときは、伊賀市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収に関する条例（平成16年伊賀市条例第116号）第3条の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者が返還の命令を受けた補助金等の額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき補助金等の額は、その納付金額を控除した額とする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、前2項の規定により納付すべき延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第21条 市長は、補助事業者が第19条第1項又は第2項の規定による補助金等の返還の命令を受け、当該補助金等又は当該補助金等に係る前条第1項及び第2項の規定により納付すべき延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分制限)

第22条 補助事業者は、補助事業等において取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものは、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械又は重要な器具で市長が指定するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認め、市長が指定する財産

(立入調査等)

第23条 市長は、補助金等の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は市長が任命する職員にその事務所、事業所等に立ち入らせて、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による調査等を行う職員は、当該調査等を行う場合には、調査員証(様式第12号)を携帯し、関係者に提示するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による調査等に協力するものとする。

(暴力団等の排除)

第24条 市長は、補助金等を次に掲げる者に交付することのないよう、補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の

関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者若しくは警察等関係行政機関が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）

(3) 暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等

(補助金等の終期)

第25条 市長は、補助金等を交付しようとするときは、その期限を定めるものとし、当該期限が到来したときは、当該補助金等の効果について検証の上、継続又は廃止を決定するものとする。

(実施の細目)

第26条 この規則に定めるもののほか、交付しようとする補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象になる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は交付率の細目については、市長が別に定める。

(手続の特例)

第27条 市長は、この規則の規定による手続により難いと認めるときは、補助金等の交付に関し別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町のこの規則に相当する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年4月27日規則第38号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月23日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市補助金等交付規則の規定は、平成24年5月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月4日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年12月11日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 2 月10日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月27日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に交付の決定をした補助金等の取扱いについては、なお従前の例による。

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度において 事業を実施したいので、補助金等を交付
されたく伊賀市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的
- 3 補助事業等の内容
- 4 添 付 書 類 (1) 事業計画書
(2) 資金計画書 (予算書)

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名

(補助事業等の名称) 事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
年度 事業について、下記のとおり計画を変更(中
止・廃止)したいので、伊賀市補助金等交付規則第6条第2項の規定により
申請します。

記

- 1 補助金等交付決定額 円
- 2 変更後補助金等交付申請額 円
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更の内容

伊賀市指令 第 号

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 事業
の補助金等については、下記のとおり条件を付して交付することに決定しましたので、
伊賀市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 補助金等の額 円
- 2 条 件

伊賀市指令 第 号

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

補助金等交付決定変更通知書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定しました
年度 事業について、下記のとおり変更したので、伊
賀市補助金等交付規則第7条第3項（第9条第5項の規定により準用する場合
を含む。）の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- | | |
|------------|---|
| 1 変更前交付決定額 | 円 |
| 2 変更後交付決定額 | 円 |
| 3 計画変更の内容 | |
| 4 条件等 | |

伊賀市指令 第 号

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定しました
年度 事業について、下記のとおり取り消しましたの
で、伊賀市補助金等交付規則第7条第3項（第9条第5項又は第18条第3項の
規定により準用する場合を含む。）の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

様式第6号(第12条関係)
様式第6号(第12条関係)

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

名称(氏名)

代表者氏名

補 助 事 業 等 着 手 届

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
年度 事業に着手しましたので伊賀市補助金等交付規則第12条
第1項の規定によりお届けします。

記

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 完了予定年月日 年 月 日

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

名称(氏名)

代表者氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
年度 事業の実績を伊賀市補助金等交付規則第12条第2項の規
定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

- 2 添付書類 (1) 補助金等交付決定通知書（写し）
(2) 収支計算書（決算書）

団体名（ ）

収 支 決 算 書

1. 収入

（単位：円）

科目	金額	備考
収 入 合 計		

2. 支出（総括表）

（単位：円）

事業 番号	事業名	総事業費			
			補助対象経費	補助対象外経費	消費税
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
計					

※事業ごとに収入・支出の内訳書を作成してください。

団体名 ()

2. 事業ごとの支出の内訳書 事業名 () (単位:円)

項目 番号	内 容	総事業費				領収書 番号
			補助対象経費	補助対象外経費	消費税	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
	計					

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名

補助事業事前着手承認申請書

年度における(補助金等の名称)に係る事業について、下記の理由により事前着手したいので承認されたく、伊賀市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 補助事業等の名称
- 3 事業施行箇所
- 4 事業費
- 5 事業の概要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

伊賀市指令 第 号

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

補助事業事前着手承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の(補助金等の名称)に係る事業の事前着手については、下記のとおり条件を付して承認したので、伊賀市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

条 件

- 1 この承認は、補助金の交付を決定したものではありませんので、審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は補助金交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額に達しない場合があります。
- 2 事前施行であっても、事業の施行については、関係法令及び規則等を遵守すること。

伊賀市指令 第 号

住 所

名称(氏名)

代表者氏名

補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 事業の補助金等については、下記のとおり交付額を確定したので、伊賀市補助金等交付規則第14条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

補助金等交付確定額 円

(補助金等交付決定額 円)

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

名称(氏名)

代表者氏名

補 助 金 等 概 算 払 申 請 書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
事業の補助金等について、事業遂行上必要がありますので、下記金額を概算払
されたく伊賀市補助金等交付規則第16条第2項の規定により申請します。

記

補助金等概算払申請額 円

(補助金等交付決定額 円)

(表)

調 査 員 証		
No.		
職氏名		
	年 月 日	生
上記の者は、伊賀市補助金等交付規則第23条第2項の規定による補助金等調査員であることを証明する。		
	有効期限	
	年 月 日	から
	年 月 日	まで
年 月 日		
		伊賀市長

備考

- 1 縦 6センチメートル
横 9センチメートル
- 2 用紙は、厚紙白色とする。

(裏)

注 意
1 この証は、補助金等について行う調査に際して必ず携行すること。
2 この証は、調査に着手するとき、提示すること。
3 この証を紛失したときは、直ちに届け出ること。